

第23回福島地方労働審議会 資料1

平成27年度労働行政運営方針

各施策の進捗状況について

平成27年11月2日

福 島 労 働 局



目 次

○最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策
 - (P5) ① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策
 - (P5) ② 除染業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策
 - ③ 中間貯蔵施設の建設及び汚染土壌の搬入作業に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策
 - ④ 除染業務等における違法派遣対策
 - (P5) ⑤ 復旧・復興工事に従事する労働者の安全・健康確保対策
- (2) 復興に向けた就労支援
 - (P10) ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進
 - (P11) ② 人材不足分野・地域における労働力不足確保対策(建設業、医療福祉等)
 - ③ 若者の雇用対策
 - ④ 職業訓練の推進等
 - (P16) ⑤ 男女がともに活躍できる就労環境の整備

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

- (1) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善
 - (P12) ① 非正規労働者への雇用対策の推進(正社員希望者に対する就職支援等)
 - ② 人材確保に向けた雇用管理改善
- (2) 働き方改革の推進
 - (P6) ① 過重労働解消に向けた取組の推進
 - (P6) ② 働き方改革・休暇取得促進
- (3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
 - (P17) ① 女性の活躍推進
 - (P17) ② 仕事と家庭の両立支援

目 次

○重点施策

1 労働基準行政の重点施策

- (1) 働き方改革の推進
 - ① 過重労働解消に向けた取組の推進
 - ② 働き方改革・休暇取得促進
- (2) 労働条件の確保・改善対策
 - ① 基本的労働条件の確立
 - ② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ③ 「労災かくし」の排除に係る対策の推進
 - ④ 無期転換ルールの普及と専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の円滑な施行
- (3) 最低賃金制度の適切な運営 (P7)
- (4) 労働者の安全と健康確保対策の推進
 - (P8) ① 労働災害を減少させるための業種横断的な取組
 - (P8) ② 労働災害を減少させるための重点業種
 - ③ 化学物質による健康障害防止対策
 - ④ メンタルヘルス・産業保健対策
 - ⑤ 石綿ばく露防止対策・粉じん障害防止対策
 - (P8) ⑥ 熱中症予防対策
 - ⑦ 受動喫煙防止対策
- (5) 労災補償対策の推進 (P9)

2 職業安定行政の重点施策

- (1) 非正規労働者の雇用対策の推進(正社員希望者に対する就職支援等)
- (2) 生活困窮者対策の推進 (P13)
- (3) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進 (P13)
- (4) 地域雇用対策の推進
- (5) 失業なき労働移動の実現
- (6) 若者の就労環境の整備
 - (P14) ① 若者応援宣言事業
 - (P14) ② わかものハローワークによる支援
 - (P14) ③ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

目 次

- (7) 障害者雇用対策の推進 (P15)
- (8) 高齢者の雇用対策推進
- (9) 子育てする女性等に対する雇用対策の推進
- (10) ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価 (P15)
- (11) 雇用保険制度の安定的運営
- (12) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進
- (13) 公正な採用選考システムの確立

3 職業能力開発行政の重点施策

- (1) 地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開
 - ① 求職者支援訓練・公共職業訓練の推進
 - (P15) ② 訓練修了者への就職支援
- (2) ジョブ・カード制度の推進

4 雇用均等行政の重点施策

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
 - (P18) ① 男女雇用機会均等法の実効性の確保
 - (P18) ② 紛争解決の援助
 - ③ ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援
- (2) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
 - (P18) ① 育児・介護休業法の確実な履行
 - ② 次世代育成支援対策の推進
- (3) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進
 - (P18) ① 改正パートタイム労働法の確実な履行と周知啓発
 - (P18) ② 事業主への支援

5 その他の重点施策(上記「1」～「4」以外)

- (1) 四行政の連携による総合的施策の推進
- (2) 労働保険適用徴収業務
 - (P19) ① 労働保険料の収納率の向上

目 次

- (P20) ② 未手続事業の一扫対策等の推進
- (3) 個別労働紛争解決制度
 - (P21) ① 総合労働相談コーナーへの適切な運営
 - (P21) ② 効果的な助言・指導及びあっせんの実施
- (4) 労働法制の普及等に関する取組
- (5) 使用者による障害者虐待の防止
- (6) 保有個人情報の適正な管理
- (7) 綱紀の保持

労働行政の最重点施策の項目

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
 - (1) 復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策
 - ① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策
 - ② 除染業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処理業務に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策
 - ⑤ 復旧・復興工事に従事する労働者の安全・健康確保対策

現在の取組と進捗状況

- 1 東電福島第一原発への監督指導の実施
 - (1) 毎月2回以上の監督指導 1月～9月 監督実施事業者数**217**件、うち違反事業者数**121**件
 - (2) 平成26年に労働災害が大幅に増加したことから労働災害防止対策の徹底について要請(1月16日)
 - (3) 土砂崩壊による死亡労働災害について、労働安全衛生法違反被疑事件として書類送検(2月5日)
 - (4) 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会」に出席(6月3日、9月2日)
 - (5) 8月8日発生死亡労働災害を受け、東電に対し、再度、労働災害防止対策を要請(9月15日)
 - (6) 「廃炉・汚染水現地調整会議」(経済産業省主催)に出席(9月以降毎月1回)
 - (7) 「東電1Fにおける安全衛生管理体制のためのガイドライン」に定められた措置が適切に実施されるよう東電及び元方事業者に対する集団指導を実施(10月27日)
- 2 除染作業現場への監督指導等の実施
 - (1) 監督指導 1月～8月 監督実施事業者数**578**件、うち違反事業者数**364**件
 - (2) 労災かくし事案の書類送検(8月20日)
 - (3) 福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会に出席し事故防止要請(4月28日)
- 3 建設工事現場への監督指導の実施
 - (1) 監督指導 1月～9月 監督実施事業者数**585**件、うち違反事業者数**389**件
 - (2) 総合建設業労働災害撲滅対策会議を開催(9月16日)
福島県で復旧・復興工事を行うゼネコン40社、100名が出席
 - (3) 高所からの墜落災害、労災かくし事案など5件について書類送検



福島第一原発への立入監督の様子

年度後半に向けて

- 1 引き続き、重点的に監督指導を実施し、関係法令の遵守を徹底させるとともに、良好な職場環境の確保を図る。
- 2 重大悪質な事案に対しては、送検手続をとる等厳正に対処する。

労働行政の最重点施策の項目

- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策
 - (2) 働き方改革の推進
 - ① 過重労働解消に向けた取組の推進
 - ② 働き方改革・休暇取得促進

現在の取組と進捗状況

1 過重労働解消に向けた取組の推進

長時間労働を是正する意識改革を進めるため、過重労働対策について、以下の取組を実施

- ・ **長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施、相談体制の強化、労使団体への要請**
- ・ 長時間労働が見受けられる企業に対して、過重労働撲滅に向けた指導の徹底
 - ☞ 平成26年11月(過重労働解消キャンペーン)に、**64事業場に監督を実施、違反の確認された57事業場に是正を指導**
- ・ 福島県と共同で、平成27年10月中に、**県内5つの労使団体に要請**

2 働き方改革・休暇取得促進

- (1) 働き方の改革を促進するためには、企業トップによる強いリーダーシップが不可欠
- (2) 世の中に働き方の改革に関する情報を積極的に発信することも重要

- ・ 局幹部が県内の主要な労使団体や県内のリーディングカンパニーを訪問し、経営陣に対する働きかけ
- 福島県と共同で、平成27年1月～7月にかけて**県内5つの労使団体、15の企業を訪問し要請**

- ・ 先進的な取組企業等に関する情報を、ポータルサイト等に掲載し、広く情報発信する
- 福島労働局のホームページにて、**県内3つの企業等の取組事例を紹介**



働き方改革(ゆう活)の企業要請
(27.6.18)



当局作成
ゆう活ポスター

年度後半に向けて

- 1 過重労働解消キャンペーン実施中(11月中)
- 2 引き続き、重点的に監督指導を実施し関係法令の遵守を徹底させるとともに、良好な職場環境の確保を図る。
- 3 福島県の政労使が連携して若年者、女性や高齢者が働きやすく、意欲と能力のある者が活躍しやすい魅力ある職場をつくり、福島県の発展に必要な人材の育成、確保を可能とするための提言などを行う。

労働行政の重点施策の項目

- 1 労働基準行政の重点施策
 - (3) 最低賃金制度の適切な運営

現在の取組と進捗状況

- 1 福島県最低賃金の改正及び周知広報
 - (1)最低賃金689円を**16円**引上げ**705円**に改正。10月3日発効。
 - (2)県・市町村及び事業者団体等(計650団体)へ周知広報の協力依頼。
- 2 産業別最低賃金(5業種)の改正

(1)精密機械器具製造業	787円→ 801円(+14円)	12/18	発効予定
(2)自動車小売業	785円→ 800円(+15円)	12/18	//
(3)非鉄金属製造業	802円→ 816円(+14円)	12/19	//
(4)電気機械器具製造業	753円→ 767円(+14円)	12/20	//
(5)輸送用機械器具製造業	789円→ 803円(+14円)	12/27	//
- 3 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業
 - (1)専門家派遣・相談支援事業～相談件数44件、専門家派遣22件。(9月末現在)
 - (2)業務改善助成金事業～交付申請12件、交付決定10件。(9月末現在)



福島労働局 最賃PR用キャラクター
サイちんkun

年度後半に向けて

- 1 改正福島県最低賃金及び改正産業別最低賃金の周知広報の徹底及び履行確保
- 2 最低工賃の改正

今年度は「横編ニット製造業最低工賃」について見直し予定

労働行政の重点施策の項目

1 労働基準行政の重点施策 (4) 労働者の安全と健康確保対策の推進

現在の取組と進捗状況

1 労働災害防止対策

- (1)「福島から労働災害撲滅！！」をスローガンに災害防止対策を継続。
- (2)安全週間準備期間に局長による建設工事現場の安全パトロールを実施。
- (3)交通労働災害を防止するため、福島県内で開催される運行管理者を対象とした講習会において、交通労働災害防止ガイドラインの説明を実施。
- (4)工事量が急増している相馬地区で建設業の災害が増加したため、7月に相馬署長が防災団体に災害防止の緊急要請を行うとともに、局からも職員を応援し、木造建築現場、除染現場等に対する監督指導を集中的に実施。

2 健康確保対策

- (1)8月に入り、熱中症による死亡災害が発生したことから、福島県労働基準協会等の関係団体に対して熱中症防止の緊急要請を実施。
- (2)12月に施行される「ストレスチェック制度の導入」に向けて、各団体の総会、研修会、説明会等において、制度を周知徹底。



パトロール後に安全講話をする福島労働局長
(27.6.11)

年度後半に向けて

- 1 冬期間の転倒災害が減少するよう、局独自のパンフ等で周知徹底。(「STOP! 転倒災害プロジェクト2015 福島Ver.」)
- 2 交通労働災害防止の対策を更に徹底。
- 3 ストレスチェック制度がスムーズに実施されるよう、更に周知広報を実施。
- 4 受動喫煙防止対策について、助成金と併せて周知。

労働行政の重点施策の項目

1 労働基準行政関係 (5) 労災補償対策の推進

現在の取組と進捗状況

- 1 平成26年度補償状況
 - (1) 件数: **81,907件**(対前年比0.7%増)
 - (2) 金額: **10,754百万円**(対前年比2.0%減)
- 2 労災保険給付の迅速・適正な処理に向けた取組
 - (1) 改正「長期未決事案対策要領」に基づく的確な初動対応
 - (2) 複雑困難事案に対する局・署一体となった組織的検討
 - ➡ 長期未決事案は着実に減少
- 3 精神障害事案の受理状況

件数: 26年度**請求12件**(対前年比:**6件減**)
27年度**請求6件**(9月末現在)
- 4 東日本大震災により被災した労働者への対応

6月25日にリーフレットを作成し、メディアに公表する等により、積極的な周知を実施。
- 5 原発事故後の作業で放射線被ばくした労働者の「がん」(白血病)について労災認定(10月20日)

東日本大震災により 行方不明となった労働者のご家族の方々へ

東日本大震災により亡くなられた方または行方不明になられた方の遺族(補償)給付は、以下の日を過ぎてしまうと時効により請求権が失われてしまいます。
勤務中又は通勤中に被災し、行方不明となられた方のご家族の方々であって、遺族補償給付を受けられていない方は、お早めに最寄りの労働基準監督署又は福島労働局にご相談ください。

東日本大震災で行方不明となられた方についての 遺族(補償)給付は

以下の日までに請求することが必要です。

- 平成23年6月1日までに遺族が見つかっている場合
 - ① 亡くなられた日が明らかなき時
 - ⇒ 亡くなられた日から5年を経過した日まで
 - ② 亡くなられた日が明らかでないとき
 - ⇒ ご遺族が発見された日から5年を経過した日まで
- <具体例> 震災により行方不明となった労働者が平成23年6月1日にご遺族で見込まれたが、その死亡日が確定できなかった場合には、平成28年5月1日までに請求が必要です。
- 平成23年6月1日までに遺族が見られなかった場合
 - ⇒ 平成28年6月13日まで



厚生労働省・福島労働局・各労働基準監督署

年度後半に向けて

- 1 給付請求の迅速・適正処理を徹底。
- 2 精神障害事案については労災精神障害専門調査員を活用した的確な処理を進める。

労働行政の**最重点施策**の項目

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
 - (2) 復興に向けた就労支援
 - ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進

現在の取組と進捗状況

<取組の方向性>

自治体ごとに異なるニーズを把握し、帰還希望者に対する就労・職業能力開発を支援

1 帰還に向けた連携

避難区域を持つ12市町村、県を構成員として設置された「福島広域雇用促進支援協議会」へ帰還者支援事業を委託(地域ごとの就職面接会の開催、職業相談の実施等)

2 就職マッチング

首都圏避難者等向け就職面接会(東京)、地域ごとの就職面接会(各自治体)、出張職業相談の実施

3 企業が「学ぶ場」

(1)雇用に係る助成金制度の研修会、放射線に関する出前企業セミナーの開催、人材獲得セミナー

(2)人材不足業種の企業向け資格取得促進(「建設機械等運転技能講習」)

4 帰還希望者が「学ぶ場」

(1)「職場見学バスツアー」、「除染作業安全講習」、「就職入門講習」の開催

(2)人材不足業種の資格取得促進(「建設機械等運転技能講習」、「介護職員初任者講習」)

5 避難者への情報発信

広報紙「ふくしま通信」(毎月)、「ふくしまで働く」(四半期ごと)の定期的発行による情報提供

年度後半に向けて

個人が求職活動を考える際の様々な要素(自治体ごとの住民帰還方針、除染等の進捗状況、原発の安全性等)がある中、地域ニーズを把握し、支援メニューに反映する。(地域ごとの就職面接会、職場見学バスツアー等)

労働行政の**最**重点施策の項目

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
 - (2) 復興に向けた就労支援
 - ② 人材不足分野・地域における労働力不足確保対策(建設業、医療福祉等)

現在の取組と進捗状況

- 1 建設人材確保プロジェクト(実施安定所は、福島・平・郡山・相双の4所指定)
 - (1) 就職面接会の開催や未充足求人のフォローアップ
 - (2) 福島県建設業協会との連携による会員事業所へ雇用管理改善及び各種助成金の周知
 - (3) 「福島県建設雇用改善推進対策会議」を実施
- 2 雇用管理改善(魅力ある職場づくり)キャンペーン

求人窓口、求人開拓や事業主指導等での事業所訪問、各種セミナー、面接会による周知・啓発
- 3 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善事業(建設分野・介護分野):委託事業
 - (1) 建設分野⇒株式会社ひまわりキャリアサービスに委託。介護分野⇒公益財団法人介護労働安定センターに委託
 - (2) 各分野において、業界団体関係者、学識経験者、実務家等で構成した啓発実践推進委員会を開催

○建設分野は7月8日 ○介護分野は6月4日開催
 - (3) 雇用管理改善啓発セミナーを年3回以上開催予定

○建設分野⇒会津若松、いわき、郡山 ○介護分野⇒会津若松、いわき、白河で開催
- 4 福祉関係連携事業
 - (1) ナースセンターと看護師等の求職・求人情報の相互共有を図り就職促進(ハローワーク福島)
 - (2) 県、社会福祉協議会、介護労働安定センターとの連携により、福祉の職場合同就職説明会を開催

郡山、福島、いわき、会津若松の4会場で開催し、238名参加

年度後半に向けて

各事業団体等と連携して、就職面接会、職場実習、セミナー等を開催し、同時に雇用管理改善に取り組み、人材確保、マッチング機能、定着支援の強化を図る。

労働行政の最重点施策の項目

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(1) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

① 非正規労働者への雇用対策の推進(正社員希望者に対する就職支援等)

現在の取組と進捗状況

1 「正社員実現加速プロジェクト」の推進

(1) 正社員求人確保の推進

- ① 正社員求人のメリットを事業主に説明し、求職者ニーズに即した正社員の求人開拓の推進
- ② 非正規雇用求人を出した事業主に正社員求人への転換の働きかけ

(2) 雇用管理改善の働きかけと助成金等の活用の積極的な提案

事業所ごとの社内状況に応じたキャリアアップ助成金活用により積極的な提案による雇用管理改善の推進。

(3) 正社員希望者に対する積極的な就職支援

- ① 正社員求人のマッチングを推進し積極的な情報提供及び求職者担当者制による予約相談等の実施
- ② 履歴書等応募書類の添削指導、模擬面接等積極的な求職者支援
- ③ 「正社員転換・待遇改善キャンペーン」の実施(平成27年10月～12月)

(4) 正社員求人への応募促進

非正規雇用を希望している求職者の職業相談による状況把握と正社員求人への応募の働きかけ



年度後半に向けて

- 1 各ハローワークにおいて正社員求人を対象としたミニ面接会、説明会(見学会)の積極的な開催を図る。
- 2 看護、介護、建設等の有資格者で潜在的な求職者に対して、ハローワークの利用を働きかける。
- 3 正社員の求人確保と正社員希望者に対する積極的な就職支援に取り組む。

労働行政の重点施策の項目

- 2 職業安定行政の重点施策
 - (2) 生活困窮者対策
 - (3) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

現在の取組と進捗状況

1 生活保護受給者等就労自立促進事業

- (1) 福島県を含む県内59市町村と労働局・ハローワークが「就職支援」について協定締結
- (2) 県内のハローワークに専門相談員を配置。自治体の就労支援員等と「就労支援チーム」を組み、生活保護受給者等の支援対象者に対して、密着型の手厚い就職支援を展開
- (3) 平成27年8月「ひとり親全力サポートキャンペーン」実施、9自治体に臨時相談窓口開設
- (4) 支援対象者：平成27年8月末現在902名 就職者468名(就職率51.9%)

2 一体的実施事業

- (1) 専門相談員2名配置し、生活困窮者に対する手厚い就職支援をワンストップで実施
- (2) 郡山市の市庁舎内に「市役所ハローワークコーナー」を設置
(平成25年10月1日)
福島市の本庁舎内にも一体的実施事業の窓口を設置
(平成27年7月1日)
- (3) 生活困窮者を支援対象者として選定し「就職支援プラン」を策定
支援対象者：平成27年8月現在177名 就職者78名(就職率44.1%)

福島市役所内ハローワーク常設窓口



年度後半に向けて

- 1 国(就労支援)と自治体(福祉)の協働を一層促進させ、生活保護受給者等就労自立促進事業及び一体的実施事業を円滑に実施する。
- 2 平成27年4月1日から施行された「生活困窮者自立支援法」により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援を充実させ、経済的、社会的自立の促進を図るために、自立相談支援機関等の関係機関とハローワークとが一層の連携を図り、生活困窮者の就職支援を強化する。

労働行政の重点施策の項目

2 職業安定行政の重点施策

(6) 若者の就労環境の整備

- ① 若者応援宣言事業 ② わかものハローワークによる支援 ③ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

現在の取組と進捗状況

1 「ジョブサポーター」による就職支援

学生、既卒者に対する個別就職支援

2 職業・仕事の「学びの場」、会社との「出会いの場」の提供

- (1) 高校、自治体との連携による企業説明会(7月～)就職準備講習、応募前職場見学(7月～)
(2) 大卒等対象の就職面接会(8月、10月)、ミニ面接会(随時開催)

3 来春卒業予定の高校求人確保

経済団体等への求人確保要請(6月)

4 保護者あて啓発文書の送付

就職環境・就職面接会の案内、ハローワーク利用案内(年3回:8月、10月、1月)

5 若者応援宣言事業

- (1) 若者の採用や人材育成に積極的な企業のうち基準を満たすものについて、労働局HPで企業PR ※329社(10/16現在)
(2) 若者応援宣言企業を参加優先の就職面接会(8月～)、ミニ面接会の実施(随時:各ハローワーク)

6 早期離職防止、定着促進

就職者に対する個別フォローアップ(ジョブサポーターによる会社訪問及び本人との面談)

経済団体等への求人確保要請(6月)



年度後半に向けて

- 1 就職内定率の高さを年度末まで持続させるとともに、県内就職割合の更なる向上を図る。
- 2 未内定者のハローワークへの求職登録を高校との連携により推進、年明け以降の「卒業前の集中支援」につなげる。
- 3 早期離職防止、定着促進の取組を継続的に推進する。(就職内定者セミナー、しごと応援カード)
- 4 若者応援宣言事業を推進し、魅力ある中小・中堅企業の情報発信に努める。
- 5 若者雇用促進法に基づく新たな認定制度を推進し、中小企業の求める人材の円滑な採用を支援、若者とのマッチング向上を図る。

労働行政の重点施策の項目

- 2 職業安定行政の重点施策
 - (7) 障害者雇用の支援
 - (10) ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価
- 3 職業能力開発行政の重点施策
 - (1) 地域のニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開
 - ② 訓練修了者への就職支援

現在の取組と進捗状況

1 障害者の雇用の支援

地域の障害者関係機関・支援機関との連携を図りながら本人の職業能力・特性に応じた相談・就職後の定着支援を実施。就職数 491人（8月末）

2 目標管理を拡充したPDCAサイクルによる、マッチング業務成果を表す指標による総合評価

〈労働局〉

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1)就職件数 17,853 件（9月末） | （年間目標37,021件） |
| (2)雇用保険受給者の早期再就職件数 3,985 件(8月末) | （年間目標 8,410件） |
| (3)充足件数 17,437 件（9月末） | （年間目標36,206件） |

3 公的職業訓練修了者の就職支援等(4～8月)

- (1)求職者支援訓練・・・雇用保険受給者でない求職者を対象
基礎コース(18コース)、実践コース(22コース(うち震災特別訓練5コース))
- (2)公共職業訓練・・・主に雇用保険受給資格者を対象
福島県委託訓練46コース、高齢・障害・求職者支援機構施設内訓練25コース

震災特別コース



年度後半に向けて

- 1 県内6会場での障害者就職面接会の実施及びハローワークにおける職業相談定着支援の実施。
また、重点指導対象企業への雇用指導強化。
- 2 PDCAサイクルによる目標管理・業務改善を拡充し、ハローワークのマッチング機能を強化する。
- 3 福島県、高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部との連携を強化し、訓練コースの設定、訓練修了後の集中支援期間の設定等とともに、他のマッチングに向けた支援策と組み合わせた就職支援を実施する。

労働行政の**最**重点施策の項目

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
 - (2) 復興に向けた就労支援
 - ⑤ 男女がともに活躍できる就労環境の整備

現在の取組と進捗状況

次世代育成支援サポート企業認定(くるみん認定)等を通じた企業の取組の促進
認定企業数 3件(延べ19社24件を認定)



認定通知書交付式の様子



女性活躍推進法の解説リーフレット

年度後半に向けて

- 1 中小企業向け育児・介護休業規定の簡易版規定例の作成・配布
- 2 女性労働者向け妊娠・出産、育児に関わる法制度に関する資料の作成・配布
- 3 男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナーの開催
12月6日(いわき市)、12月8日(会津若松市)、12月11日(福島市)
- 4 次世代育成支援サポート企業認定(くるみん認定)等を通じた企業の取組の促進
- 5 次世代育成支援対策担当者連絡会議の開催(福島県、福島県中小企業団体中央会)



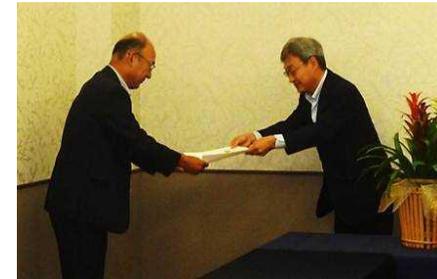
労働行政の**最**重点施策の項目

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

現在の取組と進捗状況

- 1 女性の活躍推進
 - (1) 企業訪問による取組促進 75件訪問(うち局長による企業トップ訪問 6社)
 - (2) 平成27年度「均等・両立推進企業表彰」
「均等推進企業部門」福島労働局長賞
○優良賞 (株)福島銀行 ○奨励賞 (株)帝北ロジスティクス
 - (3) 求人説明会、関係機関・団体主催会議等での説明・取組勧奨
- 2 仕事と家庭の両立支援
当局作成のくるみん認定企業取組事例集配布による男性の育児休業等の取得促進



福島労働局長による企業トップへの働きかけ

年度後半に向けて

- 1 女性活躍推進法の円滑な施行に向けた周知広報
 - (1) 局長による経済4団体及び連合福島に対する要請
 - (2) 男女がともに働きやすい職場づくり推進セミナーの開催【再掲】
12月6日(いわき市)、12月8日(会津若松市)、12月11日(福島市)
 - (3) 企業訪問による取組促進 102件訪問(局長訪問 6件)
 - (4) 「一般事業主行動計画」策定等義務企業に対する届出要請と努力義務企業に対する策定勧奨の実施
 - (5) 使用者団体に対する周知依頼(雇用均等行政推進員会議の開催)
 - (6) 関係機関・団体、市町村に対する広報依頼
- 2 次世代育成支援サポート企業認定(くるみん認定)等を通じた企業の取組の促進
 - (1) 認定取得に向けた企業への援助
 - (2) くるみん認定企業取組事例集(第2集)の作成・配布



福島労働局長による団体要請

労働行政の重点施策の項目

- 5 その他の重点施策
 - (2) 労働保険適用徴収業務
 - ①労働保険料等の収納率の向上

現在の取組と進捗状況

- 1 年度の収納率を上回るように引き続き滞納整理による納付督促を実施
(参考) 平成26年度保険料収納率:98.15%
平成25年度保険料収納率:97.62%(前年度比プラス0.53%)
- 2 上半期の状況
 - (1)平成27年度9月末現在の収納率 43.99%(平成26年度9月末現在の収納率43.43%)
 - (2)平成27年度第1・2四半期:
滞納整理を行った事業場数 304事業場 保険料領収額 409万6,698円(労働局担当分)

特に、100万円以上の高額滞納事業場及び複数年度にわたって滞納している事業場となっている重点事業主に対しては、臨戸による納付督促を実施し、納付計画を作成する必要がある場合は、債務承認書を徴した上で、納付計画書を提出させている。

それでも納付がなされない場合は、差押処分等の強制措置(上期の実施件数 10件)を実施した。

年度後半に向けて

- 1 滞納整理による納付督促を積極的に実施する。
- 2 特に、納付督促によってもなお納付されない複数年度にわたって滞納している事業場を対象に、差押処分等の強制措置を実施する。

労働行政の重点施策の項目

- 5 その他の重点施策
 - (2) 労働保険適用徴収業務
 - ②未手続事業の一掃対策の推進

現在の取組と進捗状況

今年度の未手続事業場の一掃対策の推進について、年間目標に対する9月末(上半期)の活動状況は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1 未手続事業場把握の目標(250事業場) | → 178事業場(71.2%) |
| 2 成立手続き指導(加入勧奨)の目標(185事業場) | → 150事業場(81.1%) |
| 3 自主成立の目標(65事業場) | → 44事業場(67.7%) |
| 4 職権成立の目標(1事業場) | → 0事業場(0%) |

この年間目標については、平成27年6月17日に開催された平成27年度第1回労働保険未手続一掃対策会議において定めたもので、全国労働保険事務組合連合会福島支部と連携して、未手続事業場の一掃対策を進めることとしている。



年度後半に向けて

- 1 平成27年10月20日に開催した平成27年度第2回労働保険未手続一掃対策会議において、上半期の活動状況について総括し、さらに、28年度からの重点業種について、小売業(飲食料品関係)を選定。
- 2 11月の「労働保険適用促進強化期間」においては、周知広報に関して、県内行政機関(県及び市町村)及び事業主団体への要請を実施し、12月から、重点業種として選定した小売業(飲食料品関係)の通信調査に向けた準備を行っていく。

労働行政の重点施策の項目

5 その他の重点施策 (3) 個別労働紛争解決制度

現在の取組と進捗状況

1 平成26年度分の個別労働紛争解決制度の運用状況の概要(平成27年6月12日公表)

- (1) 平成26年度に総合労働相談コーナー等に寄せられた相談件数
16,355件(前年度比6.1%増)
- (2) 上記(1)のうち、個別労働関係紛争に関する相談件数 5,688件(前年度比10.4%増)
- (3) 上記(2)のうち、助言・指導の申出件数 44件(前年度比27.9%減)
- (4) 上記(2)のうち、あっせんの申請受理件数 42件(前年度比23.6%減)
- (5) 上記(1)の相談の概要
- ① 「自己都合退職」についての相談が大幅に増加し、全相談内容の中で最多となった。
 - ② 「いじめ・嫌がらせ」についての相談も増加し、過去最多となった。

2 平成27年度前半に行った主な取組

- (1) 労働関係の相談を広く受け付けていくため、パンフレット等による総合労働相談コーナー等についての周知
- (2) 個別労働紛争の未然防止のための、ホームページ等によるパワハラ防止対策等についての周知
- (3) 助言・指導及びあっせんの制度を積極的に活用してもらうため、個別労働関係紛争に係る相談者等に対する助言・指導及びあっせんの制度の周知及び誘導



年度後半に向けて

- 1 個別労働紛争解決制度をよりわかりやすく説明した資料の作成とホームページへの掲載
- 2 事業主が多数集まる会議等におけるパンフレット等を使用してのパワハラ防止対策等についての周知
- 3 総合労働相談コーナーに配置している総合労働相談員に対する資質向上のための指導・研修等の実施